

第 3 回京都府後期高齢者医療協議会資料

(ページ)

1	これまでの政府・与党による主な改善策について	1
	平成 2 0 年度の対応 (経過的措置)	2
	平成 2 1 年度の対応	3
	被用者保険の被扶養者の 9 割軽減措置の継続について	4
	新たに現役並み所得者になる方への対応について	5
	7 5 歳到達月の患者負担の限度額が 2 倍になることへの対応について	6
	年金からの保険料徴収に係る対応について	7
2	被保険者資格証明書の運用の考え方 (案) について	8
3	京都府補助金による保険料率の引き下げについて (報告)	1 1

これまでの政府・与党による主な改善策について

	平成21年度	平成20年度(経過的措置)
低所得者に対する保険料の軽減 <small>(6月12日政府・与党決定)</small>	均等割の軽減について <ul style="list-style-type: none"> 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入で80万円以下(その他の各種所得はない)の世帯について、9割軽減とする。 京都府における9割軽減後の保険料額4,511円(均一保険料市町) 	均等割の軽減について <ul style="list-style-type: none"> 7割軽減世帯で8月まで年金から支払っている方は、10月からは保険料を徴収しない。 7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方にも同等の軽減措置(8.5割軽減。) 京都府の年額保険料は、6,600円(均一保険料市町)
	所得割の軽減について(20年度と同様) <ul style="list-style-type: none"> 所得割を負担する方のうち、所得の低い方(所得58万円以下。年金収入のみの場合、153万円から211万円までの被保険者)について、所得割額を5割軽減する。 	所得割の軽減について <ul style="list-style-type: none"> 所得割を負担する方のうち、所得の低い方(所得58万円以下。年金収入のみの場合、153万円から211万円までの被保険者)について、所得割額を5割軽減する。
被用者保険の被扶養者の軽減措置	被扶養者に対する軽減措置(本則) 加入から2年間 均等割・・・5割軽減 所得割・・・所得割は課さない	
	平成21年度の措置(平成20年8月29日安心実現のための緊急総合対策) <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度についても、均等割額の9割を軽減 平成22年度以降の取扱いについては、与党PTにおいて引き続き検討される。 	平成20年度の措置 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度については、4月～9月は保険料負担を凍結、10月～3月は、均等割額の9割を軽減

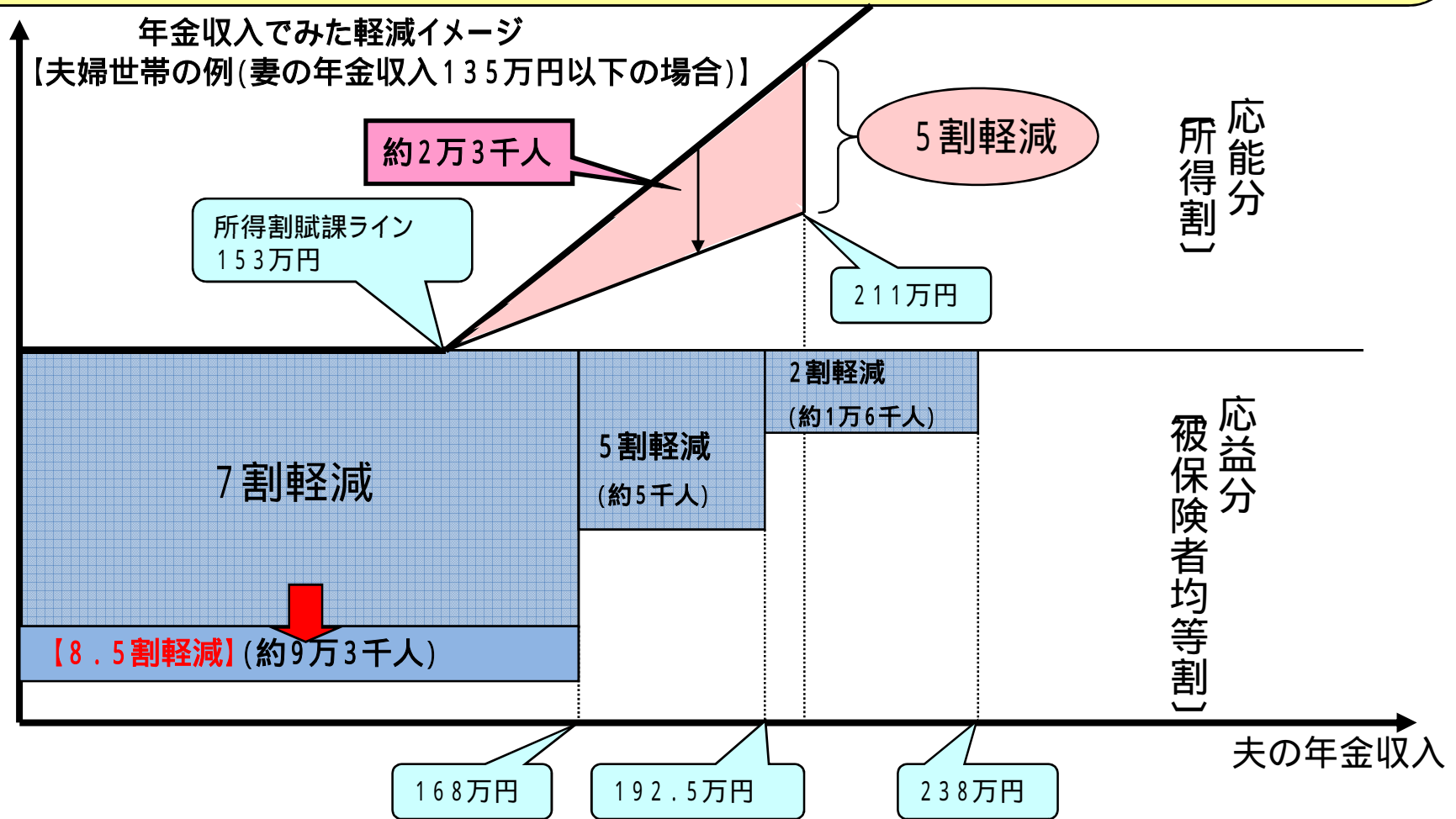
平成20年度の対応(経過的措置)

【均等割】

20年度については、7割軽減世帯で8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しない。なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方にも同等の軽減措置を講ずる。
 (8.5割軽減。軽減後の京都府の均等割保険料年額は6,600円 均一保険料市町)

【所得割】

所得割を負担する方のうち、所得の低い方(年金収入のみの場合、153万円から211万円までの被保険者)について、5割軽減する。



平成21年度の対応

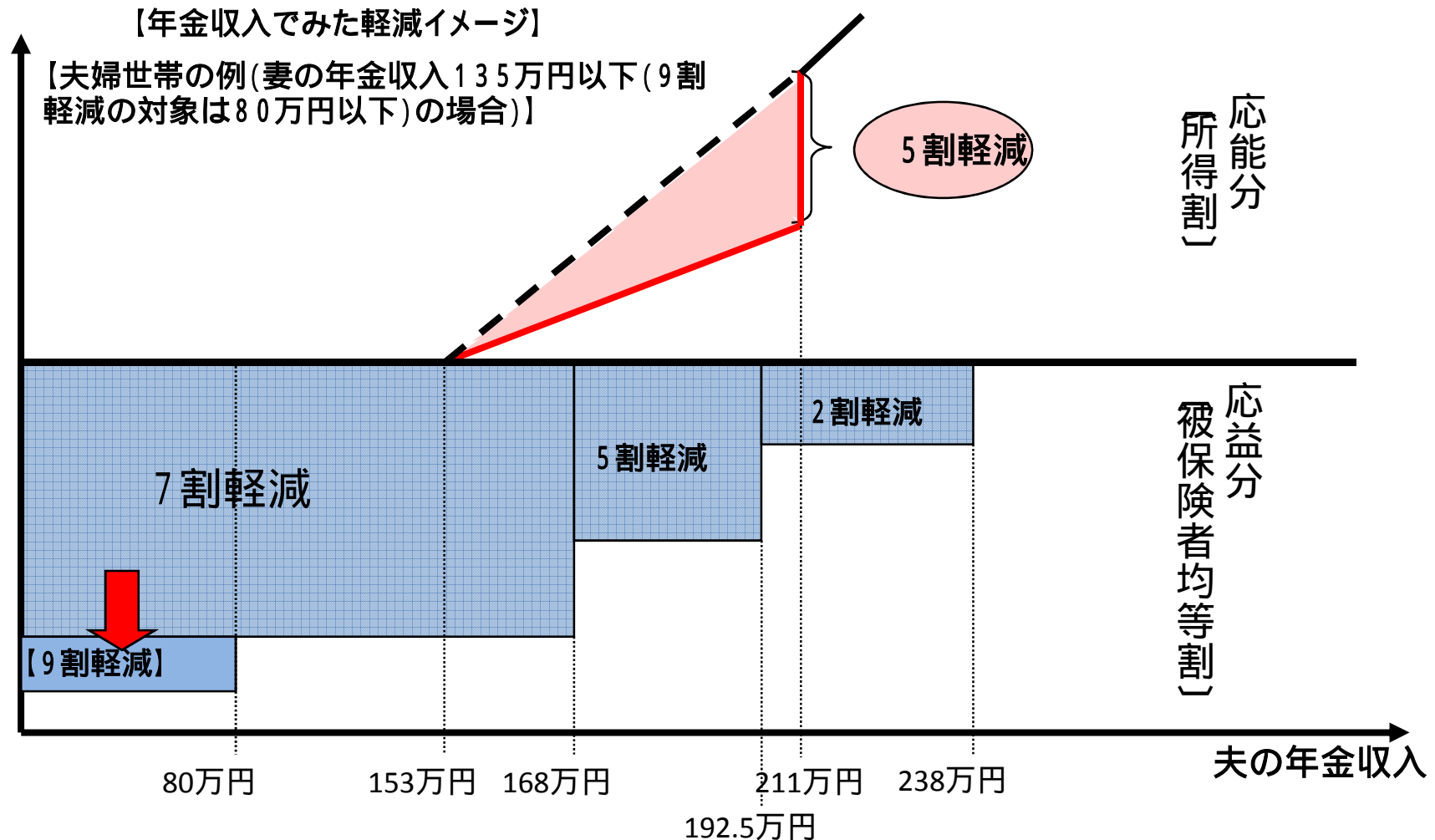
【均等割】

均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下（その他各種所得がない）の場合に9割軽減する。（軽減後の京都府の均等割保険料年額は4,511円 均一保険料市町）

【所得割】

所得割を負担する方のうち、所得の低い方（年金収入のみの場合、153万円から211万円まで）について、5割軽減する。

* なお、平成22年度以降も同様の措置が講じられる見込み



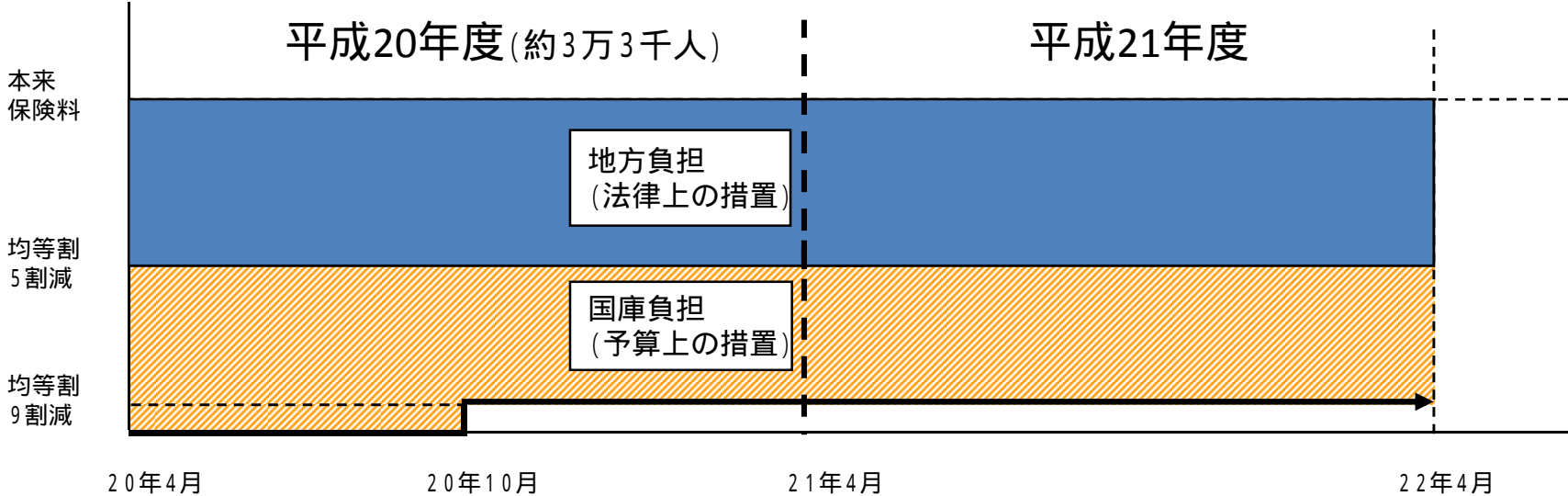
被用者保険の被扶養者の9割軽減措置の継続について

被用者保険の被扶養者であった方については、制度加入時から2年間の軽減措置(均等割5割軽減)に加えて、

- ・ 平成20年4月～9月の半年間は保険料負担を凍結し、
- ・ 平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減した額としている。
(軽減後の京都府の均等割保険料年額は2,255円 均一保険料市町)

平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても、同様に9割軽減の措置を継続する。
(軽減後の京都府の均等割保険料年額は4,511円 均一保険料市町)

平成22年度以降のあり方については、今後検討する。



長寿医療制度の創設により新たに現役並み所得者になる方への対応について

【問題の所在】

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設により、現役並み所得者の判定基準について、同一の世帯に属する被保険者のみの所得及び収入をもとに判定することとしたことに伴い、一部に現役並み所得者に移行する方が生じている。

対象者

課税所得145万円以上及び年収383万円以上であり、同一世帯に他の長寿医療制度の被保険者がいない者であって、かつ、その者及び同一世帯の70歳上の者の年収の合計が520万円未満のもの。

経過措置

平成20年8月からの2年間は、上記対象者は3割負担となるが、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、自己負担限度額について一般並みに据え置く経過措置を設けている。

【改正内容】

上記対象者が、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、1割負担とする。

【施行日】

平成21年1月1日施行

	H20.4～H20.7	H20.8～	H21.1～
定率負担	1割	3割	1割
自己負担限度額	44,400円	44,400円	44,400円
外来限度額	12,000円	12,000円	12,000円

75歳到達月の患者負担の限度額が2倍となることへの対応について

【問題の所在】

月の途中で75歳の誕生日を迎えて長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者となる場合、それまで加入していた医療保険制度(国保・被用者保険)で自己負担限度額まで負担し、長寿医療制度でも自己負担限度額まで負担することとなることから、被保険者から見れば、一部負担金等の額が前月と比べて2倍となることが生じうる。

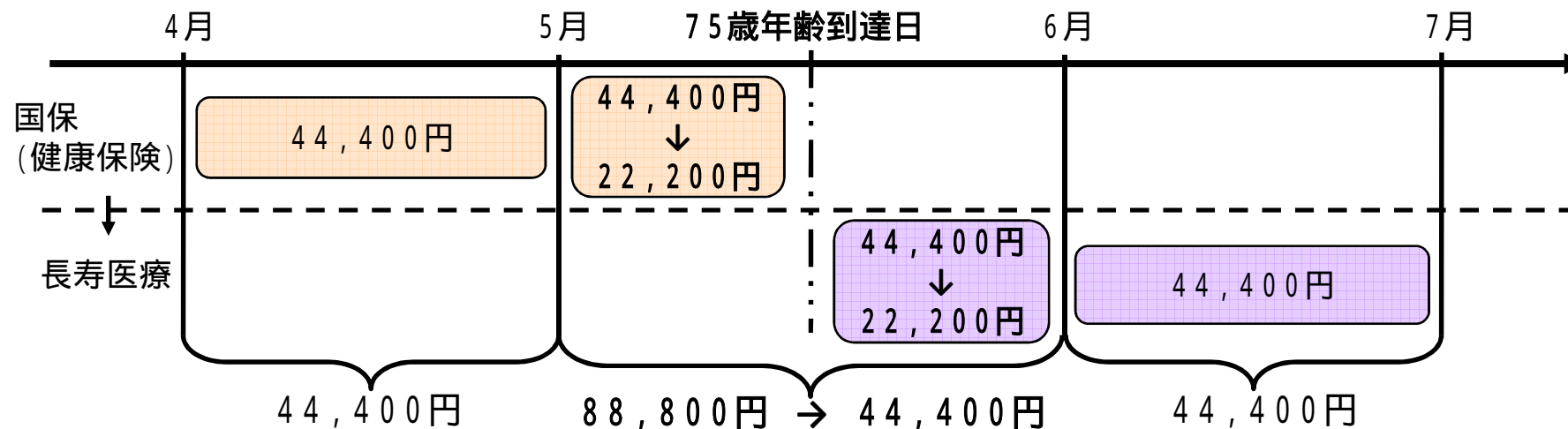
【改正内容】

75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度(国保・被用者保険)と誕生日後の長寿医療制度におけるそれぞれの自己負担限度額を本来額の2分の1に設定する。→(75歳到達月における自己負担限度額の特例)

【施行日】

平成21年1月1日施行

【具体例】(自己負担限度額の区分が一般の場合)



年金からの保険料徴収に係る対応について

当初の取扱い

法律上、徴収方法を被保険者ごとの完全な選択制とすることはできない。

保険料は、原則として年金から特別徴収（引き落とし）することが法律で規定されている。

（高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第135条第1項）

普通徴収ができる場合は、次のとおり。

- ・ 災害その他の特別の事情があり、特別徴収の方法によることが著しく困難であるもの
- ・ 年金額が18万円未満の者又は長寿医療の保険料と介護保険の保険料との合計額が年金額の2分の1を超える者

6月12日政府・与党決定による普通徴収の範囲の拡大

次の方は、市町村に申し出て、確実な納付が見込める方と認められた場合は、口座振替（普通徴収）により、納付ができることとされた。（7月25日に改正政令公布）

国保の保険料を直近2年間滞納なく確実に納付していた方（本人）

年金収入が180万円未満の方で、その方の世帯主又は配偶者が、本人に替わって口座振替により保険料を納付する方

11月18日与党プロジェクトチーム取りまとめによる見直しの方向性

上記2の要件を撤廃し、口座振替（普通徴収）と年金からの引き落とし（特別徴収）との選択により、保険料の納付ができるようにする。 来年4月からの実施に向け政令が改正される予定

「市町村が認める方」という要件は引き続き置かれ、保険料の納付が見込まれない方は口座振替への変更を認めないこと、振替不能となった場合は特別徴収へ戻すことは可能とされている。

被保険者資格証明書の運用の考え方（案）について

<p>1 概 要</p>	<p>保険料を1年以上滞納している被保険者については、特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者資格証明書(以下「資格証」という。)を発行することが、法に規定された。</p> <p>厚生労働省は、実際の運用に当たっては、広域連合ごとに統一的な基準を定め、市町村と広域連合の連携のもと、運用するよう求めている。</p>
<p>2 運用の考え方(案)</p>	<p>保険料の滞納者に対しては、できる限りの接触を図り、滞納に至った事情を十分に聴取し、きめ細やかな納付相談や納付指導を行うなど、それぞれの個別事情に配慮し、実態に応じた適切な運用を行う。</p> <p>結果、納付相談に応じない、保険料を支払う能力があるにも関わらず資力に見合った納付計画を示さない又は納付計画に沿った納付を行わないなど、真にやむを得ない場合</p> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府・与党決定の趣旨及び厚生労働省が示した一定の考え方に準拠 ・ 負担の公平性に配慮 ・ 国民皆保険制度の維持
<p>参 考 (考 慮 事 項)</p>	<p>資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前どおりの運用とし、その方針を徹底する。(20.6.12政府・与党決定「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」)</p> <p>厚生労働省が全国会議、Q & A等で、資格証発行対象から保険料軽減世帯を除くといった一定の考え方について言及</p>

(1) 被保険者証の返還及び資格証明書の交付に関する関係法令等

高齢者の医療の確保に関する法律（抄）	高齢者の医療の確保に関する法律施行令（抄）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（抄）
【法律の規定】	【政令で定める特別の事情】	【厚生労働省令で定める期間】
<p>（届出等）</p> <p>第54条（前略）</p> <p>4 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（中略）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>6 前2項の規定により被保険者証の返還を求められた被保険者は、後期高齢者医療広域連合に当該被保険者証を返還しなければならない。</p> <p>7 前項の規定により被保険者が被保険者証を返還したときは、後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者に対し、被保険者資格証明書を交付する。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>（法第54条第4項に規定する政令で定める特別の事情）</p> <p>第4条 法第54条第4項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。</p> <p>(1) 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下この条において「滞納被保険者等」という。）がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。</p> <p>(2) 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。</p> <p>(3) 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。</p> <p>(4) 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。</p> <p>(5) 前各号に類する事由があったこと。</p>	<p>（法第54条第4項の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第14条 法第54条第4項の厚生労働省令で定める期間は、1年間とする。</p>

(2) 20.6.12 政府・与党決定「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」(抄)

7 資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前通りの運用とし、その方針を徹底する。

(3) 資格証明書に関する政府の運用方針 Q & A (厚生労働省)

Q 資格証明書の運用に当たっては、「相当な収入」があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前どおりの運用とし、その方針を徹底することとしているが、具体的にはどのように運用するのか。

- A 1 資格証明書の交付は、広域連合が行うものであり、その運用にあたり、市町村単位で判断基準が大きく乖離しないよう、広域連合ごとに統一的な基準を設けていただきたい。
- 2 その上で、市町村においては、納付相談等により被保険者と接触する機会を通じ、広域連合ごとの基準に照らして、個々の事例ごとに特別の事情の有無を判断していただくことになる。
- 3 「相当な収入」についても、各地域における生活様式や物価差による生活水準の差などを考慮する必要があるが、例えば、被保険者均等割軽減世帯に属する者には交付しないなど、広域連合ごとに、統一的な運用基準を設けていただき、広域連合と市町村の連携のもと、適切に運用していただきたい。

Q 資格証明書の運用について、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な人以外の人に対しては、従前どおりの運用とするとあるが、従前どおりの運用とは具体的にどのようなものか。

A 国保と同様に、特別の事情の有無を判断して適切に運用することとなる。

3 京都府補助金による保険料率の引き下げについて

補助金の趣旨、目的及び内容等	補助金の効果		
<p>後期高齢者の保険料を軽減するための独自の支援を行う。</p> <p>広域連合が負担する健診に要する経費（財源は保険料）に対し助成を行うことにより、保険料による負担を減らし、保険料を軽減する。</p> <p>補助金予算額 78,650千円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>広域連合は、議会（平成20年3月1日開催）の議決を経て、条例を改正し、保険料率の引き下げを行った。</p>	均等割保険料		
	区 分	改定前	改定後
	均一(下記市町村以外)	45,250円	45,110円
	綾部市	39,530円	39,410円
	宮津市	39,020円	38,890円
	京丹後市	39,650円	39,520円
	南山城村	39,480円	39,360円
	京丹波町	39,440円	39,320円
	伊根町	37,310円	37,190円
	与謝野町	37,440円	37,320円
所得割率			
区 分	改定前	改定後	
均一(下記市町村以外)	8.32%	8.29%	
綾部市	7.27%	7.25%	
宮津市	7.18%	7.15%	
京丹後市	7.29%	7.27%	
南山城村	7.26%	7.24%	
京丹波町	7.26%	7.23%	
伊根町	6.86%	6.84%	
与謝野町	6.89%	6.86%	